

足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスク着用の考え方について

このことについて、令和4年5月23日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、マスク着用の考え方の整理がなされ、改めて示されました。

また、令和4年5月20日に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、これらを踏まえ、文部科学省及び県教育委員会より「学校におけるマスク着用の考え方及び幼児の取扱いについて」が示されました。

足柄ふれあいの村では、これらの考え方を総合的に勘案し、村内での活動及び生活時におけるマスクの着用について、以下の通りの運用を行います。

	【屋内活動】	【屋外活動】
対 象 場 所	・ 宿泊室 ・ プレイルーム ・ 展示ガイダンス室 ・ 会議室 ・ 研修室 ・ 大会議室 ・ 工作棟 ・ 工作室 ・ 食堂内 ・ 管理棟ロビー等	・ 各炊事場 ・ 各広場 ・ 村内散策路等
基本的な対応	■適切なマスクの着用を求める（推奨、お願いをする）	■一律にマスクの着用を求めない
具体的な活動例	例) プレイルーム内でのオリエンテーション 例) 工作室でのクラフト体験 例) 食堂内での食事	例) ディスクゴルフ 例) キャンプファイヤー 例) 自然散策、村内ラリー等
例外的な場合	●対人距離の目安として2mの間隔が確保されており、且つ換気が徹底され、会話をほとんど行うことがない場合 ●各個人の活動で且つ換気が徹底され、会話をほとんど行うことがない場合 <u>これらの場合にはマスクを外しての活動も可とする。</u>	●野外炊事等において、対人距離の目安となる2mの間隔を確保することが難しい場合 ●屋外であっても、対人で密になる活動や、多くの会話や高唱を伴う活動の場合 <u>これらの場合には、適切なマスクの着用を推奨する</u>

※上記の内容に関わらず、2歳以上の小学校未就前の幼児、諸事情によりマスク着用が困難な方については、マスクの着用を一律には求めません。

※高温や多湿により、暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害を出さないためにも、各団体の指導者判断により着用の判断を行って構いません。

※これらはあくまでも目安であり、各場面でのマスクの着用については、周囲の状況や他の利用者様との関係も踏まえ、各団体に総合的にご判断ください。